

葛城市磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託

公募プロポーザル実施要項

令和5年10月

葛 城 市

はじめに

現在、磐城認定こども園では、令和6年度からの自園調理の実施のため、調理室の建設を進めています。新たに稼働する磐城認定こども園調理室の運営にかかる給食調理・配送等の業務を、公募型プロポーザル方式により民間事業者へ委託します。

この要項は、調理・配送業務等業務委託にかかる民間事業者の募集に関し、必要な事項を定めるものです。

## 1. 目的

磐城認定こども園において、令和6年4月から自園調理を行うにあたり、園児に安全かつ安心で、衛生面等業務上必要な注意を果たし、良質な給食を安定した環境下において継続的に提供することを目的に、調理業務を委託する。

## 2. 事業概要

### (1) 委託件名

葛城市磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託

### (2) 対象施設

- ①施設名 葛城市磐城認定こども園 調理室
- ②所在地 葛城市南今市50番地1 葛城市立磐城認定こども園内
- ③建築年月 令和6年3月竣工予定
- ④建築構造 鉄骨造平屋建
- ⑤建築面積 188.94㎡
- ⑥延べ面積 181.29㎡
- ⑦調理方式 ドライ方式
- ⑧調理能力 約300食規模/日
- ⑨主たる熱源 都市ガス、電気
- ⑩調理稼働日数 約245日/年
- ⑪給食提供先 葛城市立磐城認定こども園

### (3) 業務内容

業務の具体的な内容については「葛城市磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)を参照してください。

- ①食材の検収
- ②調理業務
- ③食物アレルギー対応食調理業務
- ④原材料及び調理後の食品の保存食採取、保管業務等
- ⑤配缶及び配送準備業務等
- ⑥配送及び回収業務等
- ⑦食器具等の洗浄、消毒、保管、点検
- ⑧残菜の計量及び廃棄物の処理等
- ⑨施設・設備・機器等の管理、安全点検、清掃及び記録業務等

⑩安全衛生管理

⑪その他上記内容に付帯する業務

※本業務委託に含まれない業務

- ・献立作成業務
- ・食材の決定及び調達業務
- ・給食費徴収等業務
- ・施設設備の保守点検業務

(4) 委託期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

ただし、契約締結日から令和6年3月31日までの期間は業務委託の準備期間とし、調理室竣工後、施設・設備の試運転および試食の作成業務を実施すること。試食を実施する日程は、本市と協議の上決定する。

(5) 本委託業務における委託料の上限額

総額 65,454,546 円（消費税及び地方消費税額を除く。）

令和6年度 21,818,182 円（消費税及び地方消費税額を除く。）

令和7年度 21,818,182 円（消費税及び地方消費税額を除く。）

令和8年度 21,818,182 円（消費税及び地方消費税額を除く。）

なお、この金額は契約金額を示すものではありません。また、提案見積金額はこの上限額（消費税及び地方消費税額を除く。）を超えないものとします。

(6) 事務局

〒639-2164

奈良県葛城市長尾85番地

葛城市こども未来創造部 こども未来課

電話：0745-44-5105

FAX：0745-48-3200

E-mail：kodomomirai@city.katsuragi.lg.jp

葛城市 HP：http://www.city.katsuragi.nara.jp

### 3. 応募資格

(1) 資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加申込者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者としてします。

なお、参加資格の基準日は、本プロポーザルの公告日とし、審査結果の決定日までに参加申込者が参加資格要件を欠くような事由が生じた場合は失格とします。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。

②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般

競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- ③奈良県物品購入等の契約に係る入札参加の停止措置要領又は葛城市物品購入等の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④葛城市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成24年葛城市告示第125号）別表に掲げる措置要件のうち、下記に示す1から5のいずれにも該当する者でないこと。
  - 1 役員等が暴力団員であるとき。
  - 2 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
  - 3 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
  - 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
  - 5 上記3及び4に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑤近畿2府4県のいずれかに本店もしくは支店、営業所を有していること。
- ⑥本委託業務を円滑に遂行できるような安定的でかつ健全な財政能力を有しているものであること。
- ⑦1施設で1日300食程度の学校等給食調理施設等での受託実績を有し、かつ現在も当該施設において事業を継続している実績が1件以上あること。
- ⑧平成27年4月1日以降、学校等給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定による営業許可の取消、営業禁止及び営業停止の処分を受けた者でないこと。
- ⑨製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入している者であること。
- ⑩国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑪契約締結時点で①～⑩の要件を満たしている履行保証人を確保できること。

#### 4. プロポーザルに係る日程

- |                  |                   |
|------------------|-------------------|
| ① プロポーザル実施の公告    | 令和5年10月5日         |
| ② 関係書類の交付        | 令和5年10月5日から       |
| 参加意思表明書並びに質疑書の受付 | 令和5年10月24日 午後5時まで |
| ③ 質疑回答           | 令和5年10月30日        |
| ④ 参加申込書等受付       | 令和5年10月5日から       |
|                  | 令和5年11月7日 午後5時まで  |
| ⑤ 一次審査及び結果通知     | 令和5年11月9日         |
| ⑥ 二次審査           | 令和5年11月14日        |
| ⑦ 二次審査結果通知       | 令和5年11月 下旬        |

#### 5. 関係書類の配布

本プロポーザルに係る募集要項等の関係書類については葛城市 HP に掲載しておりますのでダウンロードして使用してください。

下記(2)の書類については事務局にて配布いたしますので必要な方は直接取りに来てください。

(1) 葛城市 HP に公表している関係書類

- ・ 葛城市磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託公募プロポーザル実施要項
- ・ 葛城市磐城認定こども園給食調理・配送等業務委託仕様書
- ・ 参加意思表明書(様式1)
- ・ 資格要件確認書(様式2)
- ・ 質疑書(様式3)
- ・ 参加申込書(様式4)
- ・ 委託業務事業実績について(様式5)
- ・ 企画提案書(様式6-1~8)
- ・ 参考見積書(様式7)

(2) 事務局にて配布する関係書類

- ・ 資料1 磐城認定こども園調理室位置図、配置図及び平面図
- ・ 資料2 配送計画(案)
- ・ 資料3 厨房機器リスト及び厨房機器配置図
- ・ 資料4 学校給食における食物アレルギー対応食について
- ・ 資料5 参考献立、調理指示書

(3) 配布期間

令和5年10月5日から令和5年10月24日までの午前9時から午後5時までとします。  
(ただし、土、日、祝祭日は除きます。)

6. 参加意思表明書の提出等

本プロポーザルの参加資格を満たしていると見込まれ、参加する意思がある者(以下「参加意思表明者」という。)は、参加意思表明書(様式1)等を下記のとおり提出してください。

なお、参加意思表明書の提出がない者、または参加資格を満たしていないと見込まれる者は質疑書の提出及びプロポーザルの参加について一切認めません。

(1) 提出書類

- ①参加意思表明書(様式1) 1部
- ②資格要件確認書(様式2) 1部
- ③事業者の概要 2部

事業者の沿革・組織・実績等がわかる書類を任意の様式で作成してください。パンフレット等でも可とします。

(2) 提出受付期間

令和5年10月5日から令和5年10月24日までの午前9時から午後5時までとします。  
(ただし、土、日、祝祭日は除きます。)

(3) 提出方法

持参により葛城市こども未来創造こども未来課に提出してください。

#### (4) 参加辞退

参加意思表明書を提出後に、参加辞退をする場合、また参加資格を満たさないことがわかった場合は、速やかにその旨を事務局に届け出てください。

### 7. 質疑書の提出

本プロポーザルに関し、質疑がある場合は、参加意思表明書等を提出した上で質疑書(様式3)を下記のとおり提出してください。

#### (1) 提出受付期間

公告日から令和5年10月24日までとします。

#### (2) 提出方法

質疑書により事務局のメールアドレスに電子メールにて提出してください。

なお、提出する場合は参加意思表明書に記載のメールアドレスにより行ってください。それ以外のメールアドレスからの提出は認めません。

#### (3) 質疑回答

質疑回答については、令和5年10月30日にすべての参加意思表明者に電子メールにて送信します。

#### (4) その他

①事務局が質疑書の電子メールを受信したときは、当日もしくは翌日(土日祝の場合はその翌日)に受信を確認した旨の電子メールを送信します。また参加意思表明者が質疑回答の電子メールを受信したときは当日もしくは翌日(土日祝の場合はその翌日)に受信を確認した旨の電子メールを送信してください。

②回答については、質疑書の提出を行った者の名称等は公表しません。

### 8. 審査書類等の提出

参加申込者は、参加申込書(様式4)に必要な書類を添えて下記のとおり提出してください。

なお、参加申込者は本書類の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなします。

#### (1) 提出書類

ア. 参加申込書(様式4)

イ. 委託業務事業実績について(様式5)

ウ. 企画提案書(様式6-1~8)

エ. 参考見積書(様式7)(各年度の詳細内訳見積書も含む。)

オ. 貸借対照表及び損益計算書(直近2カ年分)

カ. 事業者の概要(参加意思表明時に提出したもの)

キ. 葛城市の入札参加資格を有していることがわかる書類

※葛城市へ指名願を提出している場合は提出不要。

・商業登記簿謄本(写し)又は履歴事項全部証明書(写し)【管轄の法務局で発行】(※提出日前3か月以内発行のもの)

- ・印鑑証明書（写し）【管轄の法務局で発行】（※提出日前3か月以内発行のもの）
- ・財務諸表（直前1年の事業（営業）年度のもの）  
（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）
- ・市町村税、県税、国税（消費税及び地方消費税を含む）のすべての税目について滞納がない旨の証明書（※提出日前3か月以内発行のもの）

(2) 提出受付期間

公告日から令和5年11月7日までの午前9時から午後5時までとします。（ただし、土、日、祝祭日は除く。）

(3) 提出部数

14部（正1部・副1部・企画提案書12部）

(4) 提出方法

持参により事務局に提出してください。

9. 提案内容について

本業務委託の実施に際し、下記内容について提案及び考え方を求めます。

(1) 給食に関する基本的な考え方について

- ① 「より安全で、よりおいしい」給食を提供するための理念・方針等について
- ② 調理業務を受託する上での取組姿勢など、受託者としての考え方について
- ③ 食育の一環としての給食の意義や目的の理解について（食育に関する給食の役割も含む。）

(2) 危機管理について

- ① 食中毒や異物混入等発生時の対応及び防止対策について
- ② 緊急時・突発的な事故の対応について
- ③ 災害時における協力体制の考え方について

(3) 安全衛生管理について

- ① 安全衛生管理に関する基本的な考え方について
- ② 安全衛生管理体制について
- ③ 調理従事者等の健康管理について

(4) 業務等実施体制について

- ① 従事者の雇用に関する基本的な考え方について
- ② 人員構成、配置及び配置者の資格について
- ③ 効率的な業務運営体制について
- ④ 従事者に欠員が生じたときの交代要員の対応について
- ⑤ 受託決定から業務開始までの準備・対応計画について

(5) 業務従事者の教育について

- ① 業務における安全衛生管理や技術向上に関する教育、研修体制について
- ② 受託決定から業務開始までの研修計画について

(6) 食物アレルギー対応について

- ① 食物アレルギー対応についての基本的な取り組み方について

- ② 事故防止のノウハウについて
- (7) 配送・回収業務について
  - ① 配送・回収業務全般に対しての基本的な考え方について
  - ② 食物アレルギー対応食の配送について
  - ③ 事故発生時等の緊急時の対応について
- (8) その他

## 10. 審査の方法等

本プロポーザルの審査は、磐城認定こども園給食業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行います。

### (1) 資格審査

事務局は提出された書類に基づき、参加資格要件等の審査を行います。

書類審査の結果、提出書類に不備があった場合、または参加資格要件を満たしていないと認められた場合は失格とし、当該参加申込者にその旨を速やかに通知します。

### (2) 一次審査（書類審査）

事務局は資格審査において選定された参加申込者に対し、提案書類等にかかる審査を行います。

#### ①選定方法

提案内容等について選定審査基準に基づき採点し、総合点数で順位付けを行い、一次審査として点数の高い上位3者を選定します。

ただし、資格審査において選定された参加申込者が4者以下の場合は、一次審査を省略し二次審査から行うものとします。

#### ②選定通知

一次審査結果については審査終了後、速やかに資格審査において選定されたすべての参加申込者に通知します。

### (3) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

一次審査で選定された参加申込者に対し、二次審査として提案内容にかかるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を行います。

#### ① 開催日時及び場所

日時 令和5年11月14日

場所 葛城市役所 新庄庁舎 203会議室（予定）

なお、プレゼンテーションの方法及び説明時間等の詳細事項については、一次審査における選定通知と併せて通知します。（日時場所の変更がある場合も併せて通知します。）

#### ② 選定方法

提案内容についてプレゼンテーションを行なった上で選定審査基準に基づき採点し、総合点数の上位の者から順に、最優秀者及び次点者を各1者選定します。

なお、審査の結果、適切な受託候補者がいないと審査委員会が判断したときはプロポーザルをすべてやり直す場合があります。また、採点結果が100点満点中60点未満の場合は、実施内容を見直し、手続きをやり直すものとします。

③ 選定通知

二次審査結果については、審査終了後、速やかにプレゼンテーションを行ったすべての参加申込者に通知します。

(4) 提出書類の取り扱い

提出書類の取り扱いについては下記のとおりとします。

- ①書類提出後、事務局より指示がないものについての記載内容の変更、追加及び再提出は認めません。
- ②提出されたすべての書類については返却いたしません。
- ③提出された書類については、参加申込者の了解なく公表しないものとします。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ①参加申込書の提出後に資格要件を満たさない事由が確認された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④本実施要項に違反すると認められた場合
- ⑤著しく信義に反する行為等、審査委員会が失格であると認めた場合

(6) 異議申し立て

本プロポーザルの審査結果については、一切の異議申し立てを認めません。

1 1. 業務委託に関する条件等

(1) 契約について

最優秀者を本業務委託の第1位優先交渉権者とし、契約交渉を行うものとします。

最優秀者が契約を辞退した場合、または契約交渉が不成立となった場合には、次点者と契約交渉を行うものとします。

(2) 委託料等について

① 履行の確認等について

受託者は、毎月分の業務完了報告書並びに市が指示する書類を当該月業務終了後、5日以内に市に提出するものとします。市は業務完了報告書等を受領したときは、本業務が適正に履行されていることを確認します

なお、業務の履行にあたっては食品衛生法、労働基準法等その他本委託業務に関連する関係法令を遵守してください。

② 委託料の支払い

委託料は令和6年4月分を初回として、月ごとに支払います。受託事業者は市の業務履行確認を経た上で当該月分の委託料を市に請求できるものとします。

市は当該請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払うものとします。

なお、市が受託者に支払う各月の委託料の額は、各年度委託契約金額をその年度の契約月数で除した額とします。

### (3) リスク分担方針

業務委託契約締結後の市と受託者との主なリスク分担方針は次のとおりとします。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	受託者
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻によるもの		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可等	委託事業実施に必要な許認可取得の遅延等		○
計画変更リスク	市の指示による変更	○	
	受託者の要求による変更		○
運営費	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
施設・設備の損傷	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能	要求仕様不適合		○
調理事故・異物混入	受託者の責に帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

## 1 2. 事業の実施

### (1) 業務委託の継続が困難となった場合の措置

#### ① 受託者の債務不履行の場合

受託者の責めに帰すべき事由により債務不履行、又はその懸念が生じた場合、市は受託者に対し修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができます。受託者が当該期間内に修復することができなかつたときは、市は契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができます。

また市は、受託者が本委託事業を完全に履行する見込みがないと認めるとき、又はこの契約に違反して契約の目的を達することができないと認めるときは、履行保証人に対し本委託事業の実施を求めすることができます。

履行保証人は、本委託事業の実施の請求があつたときは受託者に代わって本委託事業を実施しなければなりません。

#### ② 市の債務不履行の場合

市の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となったときは、受託者は契約を解除できるものとします。受託者が契約を解除した場合には、本市に対しこれにより生じた損害賠償を求めすることができます。

#### ③ 不可抗力等の場合

不可抗力または当事者の責めに帰することができない事由により継続が困難となったときは、市及び受託者双方により業務継続の可否について協議することとします。一定期間内に協議が調わないときは相手方に対する事前の通知により、市又は受託者は契約を解除できるものとします。

## (2) 業務委託の実施状況の評価

市は受託者が行う業務について、定期又は随時に評価を行います。その結果、契約書及び仕様書等で定められた内容を充足していないことが判明した場合は委託料の減額等を行なうことができるものとします。

## 13. その他

- (1) 本市は、書類の作成、提出、プレゼンテーション等に係る一切の費用は負担いたしません。
- (2) 本プロポーザルにおいて採用された提案書類等の著作権は、市に帰属するものとします。
- (3) 本プロポーザルの参加申込者は、本プロポーザルにおいて知り得た情報を本プロポーザル以外の目的で使用しないものとします。
- (4) この要項に定めるもののほか、必要な事項は審査委員会が別に定めるものとします。

別表 選定評価基準

参加申込者の業務実績や各評価項目における提案の的確性、具体性を評価の視点に基づき審査する。

評価項目	評価の視点
業務実績	学校等給食調理業務の受託について十分な実績があるか。
提案項目（１） 給食に関する基本的な考え方	調理業務を受託するにあたり、受託者の給食提供に関する基本的な方針・理念等が適当なものであるか。 また、食育について十分に理解し、保育現場における食育への協力についての方針が適当なものであるか。
提案項目（２） 危機管理について	業務の実施にあたって、各種事故及び災害発生時に対する対応及び予防策が適当なものであるか。また、本市との連絡、協同体制についての方針が適当なものであるか。
提案項目（３） 安全衛生管理について	業務の実施にあたって、安全衛生管理体制が適切なものであるか。
提案項目（４） 業務等実施体制について	業務の実施にあたって、長期的に安定した運営体制を継続できることを前提に、十分な人員配置、組織体制が提案されているか。 特に、従事者が休暇を取得する場合または緊急に欠員が生じた場合に対する対応体制について、適切なものであるか。
提案項目（５） 業務従事者の教育について	従事者の安全管理や技術向上に関する教育、研修計画が適当なものであるか。 また、受託決定から業務開始までの間、現場での研修計画が適当なものであるか。
提案項目（６） 食物アレルギー対応について	食物アレルギー対応について、既に実施されている対応策を示しながら、本市における業務実施における具体性を持った事故防止対策が提案されているか。
提案項目（７） 配送・回収業務について	給食配送・回収業務の実績を示しながら、本市における業務実施において、適切な配送計画が提示されているか。 特に、食物アレルギー対応食の配送において、具体性を持った事故防止策を計画しているか。
提案項目（８） その他について	※記載がある場合評価する
参考見積書	提案内容にふさわしい見積金額となっているか。